

広島県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、世羅町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十年四月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
世羅町甲山自治センター	世羅郡世羅町大字西上原一二二番地一	平成二〇年四月一日
世羅町宇津戸自治センター	世羅郡世羅町大字宇津戸二八九八番地	平成二〇年四月一日
世羅町中央自治センター	世羅郡世羅町大字東上原三八八番地一	平成二〇年四月一日
世羅町伊尾自治センター	世羅郡世羅町大字伊尾一九五〇番地四	平成二〇年四月一日
世羅町東自治センター	世羅郡世羅町大字別迫七〇二番地二	平成二〇年四月一日
世羅町大田自治センター	世羅郡世羅町大字本郷八九一番地五	平成二〇年四月一日
世羅町大見自治センター	世羅郡世羅町大字安田二二七番地二	平成二〇年四月一日
世羅町西大田自治センター	世羅郡世羅町大字賀茂三二八四番地一	平成二〇年四月一日
世羅町津久志自治センター	世羅郡世羅町大字黒淵六八七番地二	平成二〇年四月一日
世羅町山福田自治センター	世羅郡世羅町大字山中福田一八二八番地三	平成二〇年四月一日
世羅町小国自治センター	世羅郡世羅町大字小国四五二五番地一	平成二〇年四月一日
世羅町津名自治センター	世羅郡世羅町大字下津田五八一番地一	平成二〇年四月一日
世羅町黒川自治センター	世羅郡世羅町大字黒川二八二番地一	平成二〇年四月一日